

キャスト・ベトナム・ニュース

# CAST VIETNAM NEWS

2015年4月2日号

## 2015年7月1日施行 新企業法の重要ポイント(1)

弁護士法人キャスト 日本弁護士 工藤 拓人  
同 ベトナム弁護士 Doan Thanh Ha



新企業法（68/2014/QH13。以下「新企業法」といいます。）は、2014年11月27日に国会で承認され、2015年7月1日から施行されます。新企業法は、現在の2005年企業（60/2005/QH11。以下「2005年企業法」といいます。）を廃止して、新たに施行されるものであり、条文数は2005年企業法の全172条であったものが、新企業法では全213条となります。

本ニュースレターでは、新企業法の2005年企業法からの重要な変更点を2回にわけて整理したいと思います。

No	項目	2005年企業法	新企業法（2015.7.1～）
1	法令番号・公布日・施行日	No. 60/2005/QH11号 2005年11月29日公布 2006年7月1日施行 なお、施行細則として 102/2010/ND-CP(Decree102)	No. 68/2014/QH13号 2014年11月27日公布 2015年7月1日施行
2	企業登記手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業登録証明書（BRC）が必要（9条1項）</li> <li>・受理から10日で発行（15条2項）</li> <li>・BRCには支店・駐在員事務所の情報、事業内容の記載が必要（25条）</li> <li>・BRCの記載内容に変更がある場合10日以内に変更登録（26条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に手続が簡素化</li> <li>・企業設立の際に<u>企業登記証明書（ERC）</u>の取得が必要</li> <li>※外資企業も内国投資家同様に必要</li> <li>・申請受理から<b>3営業日以内</b>に発行</li> <li>・申請書類に法定資本金証明書及び事業実施許可書等が不要</li> <li>・ERCへの支店・駐在員事務所の情報、事業範囲の記載は不要となり、定款のみに定められる（予定している業種の記載は必要）</li> <li>・ERCの内容に変更がある場合は、10日以内に変更登録</li> <li>・事業範囲を変更した場合には、ERCの修正不要だが、当局への通知義務はあり（以上につき24条、27条、29条）</li> </ul>
3	社印	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社印については決まった形式・個数あり（36条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社で印鑑の形態・内容・数量の決定が可能（登録管理機関への報告、登録等が必要）</li> <li>・社印には、社名及び企業コードを記載（44条）</li> </ul>

No	項目	2005年企業法	新企業法（2015.7.1～）
4	法定代表者	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人</li> <li>・ベトナム常駐義務あり</li> <li>・法定代表者が30日以上ベトナムを離れる場合には、書面で代表権を授権する必要がある。</li> </ul> <p>（46条、67条、95条）</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>複数設置可能</b>（13条2項）</li> <li>・複数の代表者のうち一人が常駐する必要（13条3項）</li> <li>・法定代表者が一人しかいない場合、授権する必要があり（13条3項）、法定代表者からの授権がない場合、会社所有者・社員総会が授権することができる（13条5項）。</li> </ul>
		<p>【有限責任会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長又は社長が法定代表者</li> <li>・定款で定める</li> </ul> <p>（46条、67条）</p>	<p>【有限責任会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長又は社長（55条、78条2項）</li> <li>・定款に別段の定めがない限り、会長が法定代表者（78条2項）</li> </ul>
		<p>【株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会の会長又は社長が法定代表者（95条）</li> </ul>	<p>【株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会の会長又は社長だが、定款に特段の定めがない限り、会長が法定代表者</li> <li>・代表者が二人以上いる場合、会長及び社長が当然に法定代表者（134条2項）</li> </ul>
5	役員情報の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社の取締役、監査役会の構成員・監査役、社長の情報変更事項がある場合、変更から5日以内にその氏名や個人情報などについて当局へ報告する義務（第12条）</li> </ul>
6	社員総会、株主総会の決議要件	<p>【二人以上有限会社における社員総会、株式会社における株主総会】（60条、104条）</p> <p>普通決議：議決権・出資額の65%以上</p> <p>特別決議：75%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書面決議要件：75%以上</li> </ul>	<p>【株式会社の株主総会】→変更（144条）</p> <p>普通決議：<u>51%以上</u></p> <p>特別決議：<u>65%以上</u></p> <p>書面決議：同上</p> <p>【二人以上有限会社の社員総会】</p> <p>→現状維持（60条）</p> <p>普通決議：65%以上</p>

No	項目	2005年企業法	新企業法（2015.7.1～）
			特別決議：75%以上 書面決議：同上 ※ 定款で別途比率を定めることも可能 （低い比率が可能かは不明） ※ 草案段階では二人以上有限会社の 社員総会も51%以上に変更される案 がありましたが、結果的には65%要件 が維持
		【一人有限責任会社】 （68条6項） 普通決議：出席社員の過半数 特別決議：4分の3以上 書面決議：可能（同上）	【一人有限責任会社】 →現状維持（79条6項） 普通決議：出席社員の過半数 特別決議：4分の3以上 書面決議：可能（同上）
7	社員総会・株主総会の定足数	【二人以上有限責任会社】 （51条1項） ：定款資本の75%以上 【一人有限責任会社】（68条5項） ：社員総会の2/3以上 【株式会社】（102条1項） ：議決権株式の65%以上	【二人以上有限責任会社】 （59条1項） ：定款資本の <b>65%以上</b> 【一人有限責任会社】（79条5項） ：社員総会の2/3以上（同左） 【株式会社】（141条1項） ：議決権株式の <b>51%以上</b>

（次回に続く）

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

弁護士法人キャスト ホーチミン支店  
 20th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1,  
 Ho Chi Minh City, Vietnam  
 Tel: +84-8-3914-0909 or +84-8-3914-0958  
 Mail: [info-v@cast-law.com](mailto:info-v@cast-law.com)

※1 本資料におけるベトナム法の解釈については、全てベトナム弁護士が担当しております。日本法に関する記述については、日本国弁護士が担当しております。  
 ※2 本資料に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複製は固くお断りいたします。